

# 大学院学生の海外渡航奨学金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本学大学院学生（以下「学生」という。）が海外に渡航し学会発表等を行う際に支給する奨学金について必要な事項を定めるものである。

(申請資格)

第2条 次に掲げる要件のいずれをも具備する学生は、奨学金支給の申請をすることができる。

(1) 海外で開催される学会等に出席し、筆頭演者として研究成果の発表を行う者であること

(2) 海外渡航期間が5日以上であること

2 前項の申請資格条件に準ずると学長が認めた者は、奨学金支給の申請を行うことができる。

(奨 学 金)

第3条 奨学金の支給は在学中1回とし、支給額は一人10万円以内とする。

(委 員 会)

第4条 学生の海外での学会発表等を支援するため国際交流センターに大学院学生海外研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成は次のとおりとし、委員長には、学長があたる。

(1) 学長

(2) 各研究科長

(3) 国際交流センター長

(4) 財務担当理事

(手 続)

第5条 奨学金の支給を希望する学生は、海外渡航予定日の2か月前までに当該研究科の指導責任者の承認を受けたうえで、次の書類を国際交流センターに提出するものとする。

(1) 学生海外渡航許可願

(2) 学生海外渡航奨学金支給申請書

(3) 学会等の会期・場所等を証する資料

(4) 研究発表（筆頭演者）を証する資料

(5) 履歴書

(6) 誓約書

2 委員会は、前条により書類の提出のあった学生の奨学金支給について審議する。但し、委員会の開催は、回章式とすることができる。

3 前項により承認された学生には、学長が奨学金を授与する。

(報 告)

第6条 奨学金の支給を受け海外渡航した学生は、帰国後2週間以内に「学生海外研究報告書」を学長宛に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第7条 次の各号のいずれかに該当した場合、支給された奨学金を返還するものとする。

(1) 前条の「学生海外研究報告書」を期限内に提出しなかった場合

(2) 海外渡航を中止した場合

(所 管)

第8条 本奨学金及び学生の海外渡航に関する事務は、学事部学事課国際交流係が所管する。

(そ の 他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が審議決定するものとする。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程施行をもって「大学院生海外渡航補助規程」(平成22年4月1日施行)は、廃止するものとする。
3. この規程の改廃は、委員会及び各研究科教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。